

社会福祉法人栄法会役員・評議員報酬規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人栄法会の役員の報酬に関する事項を定める。
- ここに定める以外の事項は、関係法令・定款・理事会の決定に従うものとする。
 - この規程の報酬とは、役員としての職務執行の対価として支払う報償費のことをいう。

(役員定義)

- 第2条 この規程において役員とは、理事及び監事のことをいう。

(適用範囲)

- 第3条 この規程は、職員の国籍、信条、社会的身分、性別を理由として報酬その他の労働条件について差別的取り扱いをしない。
- 役員の職業（公務員等）によっては、兼業の禁止規定等の理由により、報酬を支払うことがふさわしくない場合は、適用除外とする。

(報酬額の決定)

- 第4条 役員の報酬は、理事会の決議によるその報酬総額の範囲内で次の通り決定し支払われる。但し、経営状態・従業員の給与などとの均衡を考慮して決めるものとする。
- 役員の報酬は、理事会の決議を得て決定する。
 - 理事の報酬は、1回当たり税抜き1万円を支払う。但し、月額上限を3万円とする。
 - 評議員の報酬は、1回当たり税抜き1万円を支払う。
 - 監事の報酬は、1回当たり税抜き1万円を支払う。但し評議員選任・解任委員会は除く。
 - ただし書面又は電磁的記録による決議の場合は除く。
 - 前項各号の報酬には、市内における行動旅費（費用弁償）を含むものとする。

(支払方法)

- 第5条 役員報酬の支払方法は、月額とし翌月10日までに支払う。

(改廃の手續)

- 第6条 この規程の改定は、評議員会の決議をもって行うこととする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日に遡及して施行する。